様式第３号（第６条関係）

回　答　書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第　３　号	平成２９年８月１日	伊予市役所	環境保全課

題　　目（テーマ）：可燃ごみ袋（せんてい）の使用について

提　案　内　容（要旨）

草木を処分するのに可燃ごみ袋を使用しないといけない理由を教えてください。
草木については減らす努力を行うのが困難です。白か半透明で出せるよう検討してほしいと思います。

回　　答　　内　　容

有料ごみ袋の使用につきましては早瀬様のお示しのとおり、その導入目的は「ごみの排出抑制や再生利用の促進」以外にも、「排出量に応じたごみ処理経費の負担の公平化」、「市民の意識改革などを図り、循環型社会に転換していく」ことにあります。

今回のご提案であります「草木などの剪定枝を指定有料ごみ袋を利用せず、透明又は半透明の袋でごみ出しできないか」につきましては、草木などの剪定枝は資源ごみとして分別収集し、バイオマス資源として活用し堆肥化することができます。ただ、当市には民間企業も含め、そのような施設はありませんので、資源ごみとして収集が不可能な状態にあります。

勿論、剪定枝は燃えるごみでありますので、指定有料ごみ袋の利用をお願いしておりますが、指定有料ごみ袋に入らない長さの場合は 50ｃｍ程度に寸断し、しっかりと縛ってそのまま出していただければ結構です。
落ち葉など、縛れない形状の物は、どうしても指定ごみ袋での処理をお願いせざるを得ないので、ご理解を賜りたいと存じます。

これ以外の方法と致しまして、皆さんが三秋の伊予地区清掃センターに直接ご自身で持ち込んでいただければ、指定有料ごみ袋を使用することなく 20 kgまでは無料（40 kgまで 80 円・40 kg超は 20 kg増すごとに 40 円追加）の取扱いを致しておりますし、生ごみ処理容器（コンポスト）購入費補助制度もございますので、併せてご案内させていただきます。
今後とも、市環境行政にご理解とご協力をお願いし、回答とさせていただきます。